

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則（平成13年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）の管理に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）の管理に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（開館時間）</u></p> <p>第2条 <u>二十世紀梨記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p><u>2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を二十世紀梨記念館の施設内に掲示する等して周知しなければならない。</u></p> <p><u>（休館日）</u></p> <p>第3条 <u>二十世紀梨記念館の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない。</u></p>

(施設設備の損傷等の届出)

第2条 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者(条例第2条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に届け出て、その指示を受けなければならない。

(行為の制限等)

第3条 条例第6条第1項第4号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、二十世紀梨記念館の管理上支障のないものとして指定管理者が認める場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (2) 物品の販売を行うこと。

い日)

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み)

第4条 条例第2条第1項の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

(入館券の交付)

第5条 知事は、利用許可をしたときは、知事が別に定める場合を除き、入館券を交付するものとする。

(施設設備の損傷等の届出)

第6条 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除をすることができる場合は、次のとおりとする。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の使用料は、知事が別に定めるものとする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者が利用するとき。

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定

<p>(委任)</p> <p><u>第4条</u> この規則に定めるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関し必要な事項は、<u>鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。</u></p>	<p><u>による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき。</u></p> <p><u>(3) その他知事が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる事由により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、当該各号に定める書面を知事に提示しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号に掲げる事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に掲げる事由 介護保険被保険者証</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p><u>第8条</u> この規則に規定する知事の権限に属する事務は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第9条</u> この規則に定めるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関し必要な事項は、<u>知事が別に定める。</u></p>
--	---

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。